

福島第一原子力発電所1号機ペDESTALの事故時
構造損傷に関する調査及び地震応答評価手法の検討
仕 様 書

2026年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究センター
耐震・構造健全性評価研究グループ

1. 一般仕様

1.1 件名

「福島第一原子力発電所 1 号機ペデスタルの事故時構造損傷に関する調査及び地震応答評価手法の検討」

1.2 目的及び概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という）、安全研究センター耐震・構造健全性評価研究グループの発注作業について記述するものである。

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所 1 号機のペデスタルは、事故に伴う高温環境等の影響により一部コンクリートが欠損した状態にあることが確認されている。

本発注の目的は、原子力規制庁「令和 8 年度 原子力施設等防災対策等委託費（東京電力福島第一原子力発電所事故時の原子炉ペデスタルコンクリートの事故時損傷機構評価）事業」に関わり、当該ペデスタルの損傷状態及び長期健全性に関する既往知見を調査・整理するとともに、地震時に想定される構造挙動及び損傷進展シナリオについて解析的検討を行うことである。また、今後実施すべき詳細評価に向けた技術課題及び必要データについても整理を行う。

本件は、原子力規制庁から受託する事業に参画する予定のものであり、本作業の実施は、原子力規制庁との受託（東京電力福島第一原子力発電所事故時の原子炉ペデスタルコンクリートの事故時損傷機構評価）契約の締結を前提とする。

1.3 契約範囲

1.3.1 契約範囲内

- (1) ペデスタル損傷状況及び既往研究の調査
- (2) 想定損傷状態及び破損シナリオの検討
- (3) 簡易地震応答解析モデルの構築及び試解析
- (4) 今後の詳細評価に向けた課題整理
- (5) 報告書の作成

1.3.2 契約範囲外

なし

1.4 納期

2027 年 2 月 26 日（金）

1.5 納入場所及び納入条件

1.5.1 納入場所

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
原子力安全・防災研究所
安全研究センター 構造健全性評価研究グループ
（原子力科学研究所 安全研究棟西 201 号室）

1.5.2 納入条件

持込渡し、郵送等

1.6 検収条件

1.7 で定める提出物が全て納入され、その員数及び内容が本仕様書の記載事項に合致していること、並びに原子力機構が本仕様書に定める業務が適切に実施されたと認めたことをもって、業務の完了とする。

1.7 提出物

1.7.1 提出図書等

(1) 工程管理表（予定記入版）	契約後速やかに	1 部
(2) 工程管理表（実績記入版）	納入時	1 部
(3) 解析の入出力データ	納入時	1 式
(4) 調査した文献等資料	納入時	1 式
(5) 作業報告書（MS Word 文書）	納入時	1 部
(6) 打ち合わせ議事録	打ち合わせ後速やかに	1 部
(7) (2～6)を格納した上記資料の電子媒体	〃	1 式
(8) その他機構が必要とする書類		詳細は別途協議

1.7.2 提出場所

原子力科学研究所 安全研究棟 西 201 号室

1.7.3 報告書

報告書はワードプロセッサ (MS Word) 形式、A4 サイズを原則とし、図表等は A3 サイズの折込も可とする。

1.7.4 提出物に関する特記事項

原子力機構は、1.6 に定める検収前においても、必要がある場合は作業目的物の全部または一部を受注者と協議のうえ使用することができる。

1.8 貸与品

本作業の実施にあたり、

- ☐ 原子力機構から受注者への貸与品は無い。
- ☒ 原子力機構から受注者に以下のものを無償で貸与する。

- (1) 以下のドキュメント類とデータ類
 - ・ 本作業の実施にあたり原子力機構が必要と認めたドキュメント及びデータ類 1 式
- (2) 以下のソフトウェア、ハードウェア
 - ・ 有限要素解析コード FINAS/STAR
 - ・ FINAS/STAR の入力データ作成及びポスト処理作業に必要なソフトウェア Femap 及び FINAS/STAR インターフェース
 - ・ その他、原子力機構が必要と認めたソフトウェア、ハードウェア等

上記貸与品の使用にあたっては、原子力機構の指示に基づき使用すること。

また、

- ・ 原子力機構がライセンスを有するソフトウェアおよび原子力機構が所有する

ハードウェアについては、全て原子力機構内で使用すること。

- ・ 解析データ作成等の一連の作業のために、原子力機構所有のPCを使用可能。
解析に用いる計算機については、1.9に定める。

なお、受注者はこれら貸与品を本作業の実施以外の目的には使用せず、本作業終了時には速やかに原子力機構に返却すること。

1.9 計算機の利用

受注者は本作業を実施するにあたり、原子力機構が所有する以下に示す計算機を、12,000 コア時間を限度として無償で利用できる。ただし、計算機利用の形態としては、原子力機構内における当センターの端末を利用するものとするが、当機構が指定するセキュリティが確保された条件を整えれば、インターネットを介した利用も可能である。また、計算機の使用にあたっては、原子力機構の利用規則を遵守するものとする。

- ・ 東海地区： HPE SGI8600 等

1.10 機密保持

受注者及び作業担当者は、本作業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

1.11 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.12 協議

本作業を円滑に遂行するため、必要に応じて協議・打合せするものとする。この協議・打合せの主要な内容は議事録として、打合せ後の2週間以内に提出すること。また、本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

1.13 特記事項

1.13.1 成果物の帰属等

この業務により作成された目的物に係わる著作権その他この目的物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡 貸与及び二次的著作物の利用を含む）に関する一切の権利は原子力機構に帰属するものとする。

1.13.2 成果物の公開

2章の成果の内容を公開する場合は、受注者及び発注者の関係者間で協議を行い、公開範囲を決定する。

1.13.3 権利義務の継承

本件は、原子力規制庁から原子力機構が委託を受けて実施するものであり、実施体制を変更する場合、原子力機構は原子力規制庁の承認を得る必要がある。従って、受注者は、合併又は分割等により本契約に係る権利義務を他社へ承継しようとする場合には、事前に原子力機構（契約請求元）へ照会し、了解を得るものとする。

1.14 産業財産権等

産業財産権等の取扱いについては、別添「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

2. 技術仕様

本作業の目的は、規制庁「令和 8 年度 原子力施設等防災対策等委託費（東京電力福島第一原子力発電所事故時の原子炉ペデスタルコンクリートの事故時損傷機構評価）事業」に関わり、当該ペデスタルの損傷状態及び長期健全性に関する既往知見を調査・整理するとともに、地震時に想定される構造挙動及び損傷進展シナリオについて解析的検討を行うことである。また、今後実施すべき詳細評価に向けた技術課題及び必要データについても整理を行う。

2.1 ペデスタル損傷状況及び既往研究の調査

コンクリートの欠損などの損傷を解析モデルに反映させるために、ペデスタルの損傷状況及び既往研究における構造評価について調査する。具体的な内容は以下の通りである。

- (1) 福島第一原子力発電所 1 号機ペデスタルの損傷状況に関する公開資料の調査
調査対象は東電公表資料、国際廃炉研究開発機構（IRID）成果報告書、原子力規制委員会・技術会合資料、学術論文などとする。
- (2) ペデスタル及び原子炉圧力容器支持構造の既往評価の整理
(1)の調査結果を基に、事故後の健全性評価、耐震評価、インナースカートの健全性評価、長期健全性評価などについて整理する。
- (3) 評価に用いられた解析モデル及び条件の整理
(2)で整理した既往評価結果等を基に、モデル化範囲、境界条件、地震荷重条件、材料特性、不確実性の取り扱いなど、解析モデル及び解析条件について整理する。
- (4) 国内外の類似事例の調査
損傷 RC 支持構造物の耐震評価事例、高温損傷コンクリート構造物の評価事例、原子力施設における支持構造物の残存耐力評価事例等、国内外の類似事例について調査し、整理する。

調査対象文献は合計 50 件程度とし、最終的な調査対象の文献については原子力機構との協議で決定する。以下に参考文献の例を示す。

- ・原子力規制委員会、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の 1 号機ペデスタル及び原子炉補機冷却系の配管の状況を踏まえた今後の対応」、2023
- ・IRID、「圧力容器／格納容器の耐震性・影響評価手法の開発；最終報告」、2018
- ・東京電力、「1 号機 ペデスタルの状況を踏まえた対応について」、2023

2.2 想定損傷状態及び破損シナリオの検討

2.1 項の調査結果を基に、ペデスタルの想定損傷状態及び地震時に起こり得る破損シナリオを検討する。具体的な内容は以下の通りである。

- (1) ペデスタル損傷状態の整理
ペデスタルの現状の損傷状態、損傷分布のモデル化、想定される不確実性に

関する情報を整理する。

(2) 地震時に想定される損傷モードの抽出

曲げ破壊、せん断破壊、圧縮破壊、局部破壊、転倒・座屈に関わる挙動など地震時に想定される損傷モードを抽出、整理する。

(3) インナースカート機能喪失時のシナリオ検討

支持機能低下、荷重再配分、地震応答増大の可能性など、インナースカートの機能喪失時のシナリオについて検討を行う。

(4) 重要パラメータの抽出

コンクリート欠損範囲、材料特性低下、インナースカート剛性、建屋拘束条件、スタビライザー支持条件など、ペDESTALの構造健全性への影響が大きいパラメータを抽出する。

2.3 簡易地震応答解析モデルの構築及び試解析

2.1 項、2.2 項で調査、検討した結果を基に、簡易的なペDESTALの地震応答解析モデルを構築し、試解析を行う。具体的な内容は以下の通りである。

(1) 公開情報を基にした簡易解析モデルの構築

原子炉压力容器、ペDESTAL、基礎部、スタビライザーなどの公開されている情報を基に簡易解析モデルを構築する。また、今後の3次元詳細解析を見据えて、原子炉压力容器、ペDESTAL、基礎部、スタビライザーなどの構造に対する3次元CADモデルを作成する。

(2) 解析条件の設定

(1)で作成した簡易解析モデルに対し、入力地震動、境界条件、損傷状態などの入力条件を設定する。

(3) 感度解析

(1)で構築した簡易解析モデル、(2)の解析条件を用いて、ペDESTAL欠損率、コンクリート強度低下、インナースカート支持条件、建屋拘束条件など、解析結果への影響が大きい複数のパラメータに対して、感度解析を行う。

(4) 結果分析

(3)の解析結果を用いて、固有周期変化、応答増幅、荷重伝達経路、支配的損傷要因などの結果について分析を行う。

2.4 今後の詳細評価に向けた課題整理

2.1 項から2.3 項で得られた結果を踏まえて、より詳細な解析・評価を行うための課題を抽出、整理する。具体的な内容は以下の通りである。

(1) 現状評価の限界の整理

2.1 項から2.3 項で得られた結果を踏まえて、ペDESTALの損傷に係る現状評価の限界について検討し、整理する。

(2) 詳細評価に必要な情報の整理

建屋モデル、原子炉圧力容器諸元、ペDESTAL諸元、スタビライザー情報、材料特性データなど、より詳細な評価に必要な情報について整理する。

(3) 今後必要となる解析手法の整理

3次元有限要素解析、非線形地震応答解析、損傷進展解析など、より高度な解析手法について整理する。

(4) 技術課題の抽出

2.4 (1)～(3)の整理を踏まえて、今後検討すべき技術課題を抽出、整理する。

2.5 報告書の作成

本作業を報告書に取りまとめる。

- (1) 2.1～2.4 項の作業について、取りまとめて報告書を作成すること。報告書には、作業結果の可視化ドキュメント（別紙1 参照）を含めること。
- (2) 報告書作成では、背表紙及び表示を付けてファイリングする。また、CD-R または DVD-R 等にもラベルを付けて、ファイリングに格納する。
- (3) 報告書の内容については、指示された作業の途中経過がわかるように図表を用いて図表番号の対応関係をわかりやすくまとめるものとし、データの羅列にならないように留意すること。
- (4) 作業の参考資料として原子力機構から貸与された図面や資料を参照できるようにするため、報告書に含め、納品時に報告書で作業内容を報告書1冊で全て確認できるようにすること。報告書には、契約期間内の打合せ等の議事録を含めること。また、報告書の構成や内容を事前に確認するため、報告書のドラフトを1月末までに原子力機構に提出すること。

別紙1 可視化ドキュメント

A1. モデルデータの可視化

2.3 項で作成したモデルデータの可視化を行う。可視化は、一般仕様の 1.8 項で示した原子力機構より貸与するソフトウェアを用いて行うこと。可視化データについては、納品前に原子力機構より事前レビューを受けるものとし、不適切な部分があれば、原子力機構より適宜指示する。また、各ソフトウェアで可視化したデータも、その書式を示して納品すること。

可視化する場合の視点位置、画角等については、原子力機構の指示によるものとする。可視化結果は、BMP または JPG 形式といったドキュメント用画像にも変換し、それぞれ電子データと印刷物を作成するものとする。3次元有限要素モデルの可視化の例を図 A1-1 に示す。

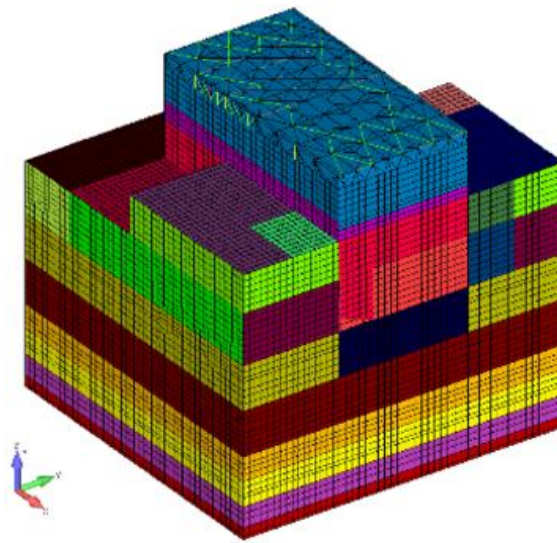


図 A-1 3次元有限要素モデルの可視化例

A2. 解析結果データの可視化

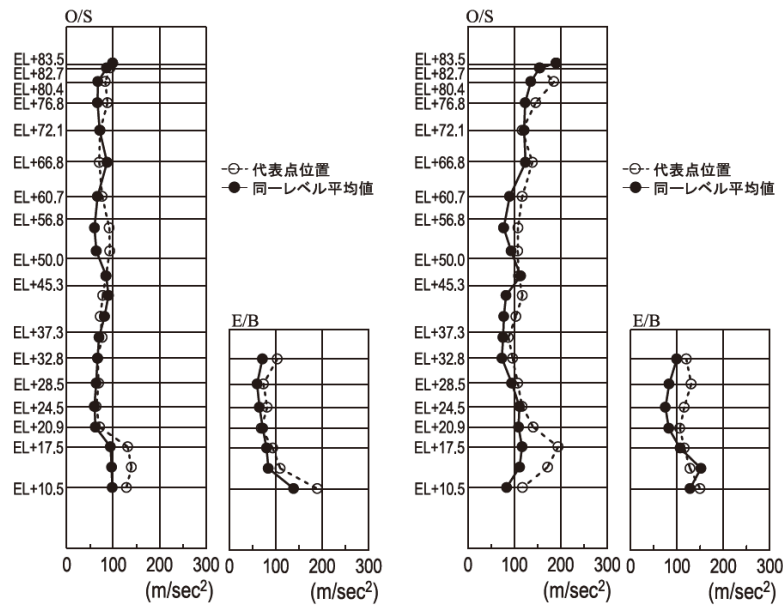
2.3 項の解析結果データの可視化を行う。可視化は原子力機構より貸与するソフトウェアで行うことを原則とする。可視化する場合の位置や画角などは原子力機構の指示によるものとする。

【最大応答値】

解析結果のうち、最大応答値（加速度、速度、変位、応力、ひずみに関するもの）を図化する。最大応答値の図化例を図 A-2 に示す。各層の数値を示すこととし、最大応答値を出力する箇所については、原子力機構の指示によるものとする。

【時刻歴応答値】

時刻歴応答値については、加速度、速度、変位、応力、ひずみ等に関するものを出力し、図化する。時刻歴応答値の出力箇所は、原子力機構の指示によるものとする。時刻歴応答値の図化例を図 A-3 に示す。



(a) 最大水平加速度 (b) 最大鉛直加速度
図 A-2 最大応答加速度の図化例

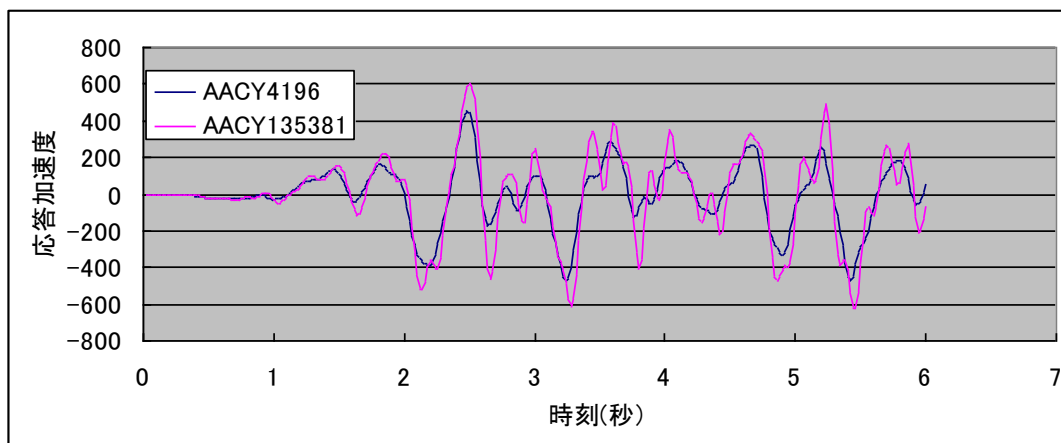


図 A-3 時刻歴応答値の図化例（建屋内 2 点の応答加速度時刻歴）

【変形図】

変形図は、特定の時刻のモデル全体の変形および指定した箇所の部分の変形を出力し図化（静止画および動画）するものとする。

【コンター図】

コンター図は、特定の時刻の応力、ひずみについて、または全時刻歴の最大応力などについて出力し図化（静止画および動画）するものとする。

コンター図のもととなるデータについては、あとで統計的処理ができるよう、原子力機構の指示により必要なデータを納品すること。また、地震応答解析結果に数値計算上のノイズが含まれた場合には、適切なローパスフィルター処理を検討し、図化する。フィルター処理の前後のデータを納品すること。

【応答スペクトル図】

原子力機構が指定する箇所の伝達関数（フーリエスペクトル比）を図化する。伝達関数の図化例を図 A-4 に示す。

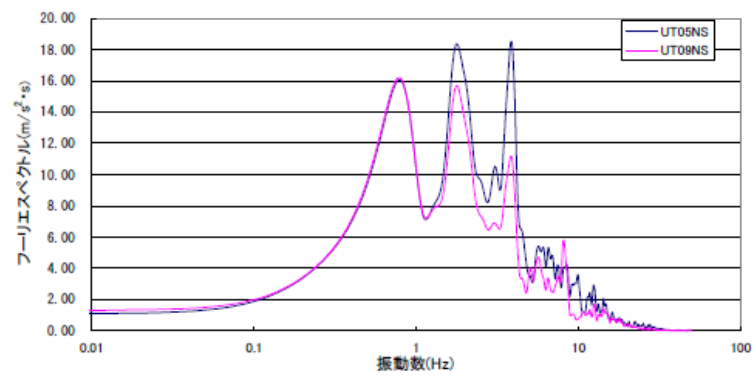


図 A-4 伝達関数（フーリエスペクトル比）の可視化例

以上

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。